

3月11日現在の  
会員数 397

日本政策金融公庫  
融資利率  
普通貸付2.2~3.0%  
(担保不要融資分)  
マル経貸付 1.15%  
(H28. 3. 9 現在)

猪名川町商工会

IT情報誌

Bnet

第178号:2016/3/11  
発行責任者 安井 一弘

3  
March

TEL:766-3012 FAX:766-4531

Mail:inagawa@wit.ocn.ne.jp

## 小規模事業者持続化補助金公募開始

受付締切5月13日(金)※当日消印有効

小規模事業者が商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を国が補助する制度です。

- ・<補助対象となり得る販路開拓等の取り組み事例>に関しては別紙ご参照ください。
- ・補助金の採否については事業の有効性などの観点から審査されます。
- ・今年度の公募は今回1回限りの予定です。

申請に際しては、最寄りの商工会の確認が必要になります(猪名川町管内においては猪名川町商工会になります。)。最寄りの商工会に「経営計画書・様式2」と「補助事業計画書・様式3」の写しを提出のうえ、「事業支援計画書・様式4」の作成・交付を依頼してください。(様式2、3は同封しておりますので、内容をご確認ください。)

当会では、経営指導員が本補助金申請を希望される会員事業所の皆様に経営計画書等作成のサポートを行いますので、申請をご希望される事業所におかれましてはお早めに商工会事務局までご相談頂けます様よろしく願いいたします。(書類申請の準備期間として、遅くとも3月末までには一度ご相談をよろしく願いいたします。)

【補助上限額】:50万円(75万円以上の補助対象となる事業費に対し、50万を補助します。75万円未満の場合は、その2/3の金額を補助します。)

但し補助上限額が100万円に引き上がる取り組みもあります。

【補助対象経費内容】(下記以外にも展示会等出展費、開発費、資料購入費、専門家謝金等あり)

- ・広報費(ウェブサイト作成や更新、チラシ・DM・カタログの外注や発送 等)
- ・外注費(店舗改装・バリアフリー化工事、利用客向けトイレの改装工事 等)
- ・機械装置等費(衛生向上や省スペース化のためのショーケース 等)

【申請に必要な書類】:申請書・経営計画書・補助事業計画書等と

法人は貸借対照表および損益計算書(直近1期分)及び現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書。

個人は直近の確定申告書(税務署受付印のあるもの)または開業届。

詳しい公募要領や所定様式に関しては、下記HPからダウンロード

[http://www.shokokai.or.jp/?post\\_type=annais&p=3224](http://www.shokokai.or.jp/?post_type=annais&p=3224)

もしくは猪名川町商工会(766-3012)までお問い合わせください。

## 経営計画作成に関するセミナー(3月25日(金))を実施します

当会では、経営計画作成に関するセミナーを実施いたします。上記「小規模事業者持続化補助金」の申請をお考えの皆様は、是非ご参加頂ければと思います。

セミナーに関する詳細は同封ちらしにて、お申し込みは商工会事務局まで。